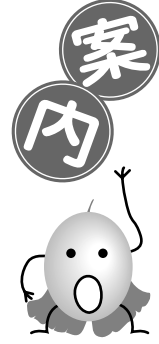


# お知らせHOTコーナー 案内

## おしらせ HOT ほんっとコーナー

日時・期間  
場所 対象  
内容  
持ち物  
定員 費用  
申し込み  
問い合わせ

●市役所の電話  
**996-2111**  
●FAX  
**995-7367**



### 焼却炉停止に伴う ごみ減量のお願

東埼玉資源環境組合では、第一工場ごみ焼却設備全体を制御する電算機システムの更新を行います。このため、次の期間はすべてのごみ焼却炉を停止します。

日 2月5日(土)～17日(木)

期間中は、通常通りごみの収集を行います。燃えるごみの排出の際は、より一層の減量をお願いします。

東埼玉資源環境組合資源エネルギー課 ☎966・0630

### 市民温水プール臨時休館

機械設備点検および修繕のため、休館します。

日 1月24日(月)～2月28日(月)

市民温水プール ☎936・6824

### 市内中小企業者の皆さんへ

①工場移転資金利子補給  
市では、土地区画整理地内にある工場や、都市計画道路などの建設に伴い移転となる工場を有する中小企業者が、工場移転のために借り受けた資金に係る利子の一部補助します。

②市内で1年以上事業を営んでいること  
市税を完納していること  
昨年1月1日から12月31日までの期間で、借入資金に対する支払いの遅延日数が120日未満

③新規創業資金融資利子補給  
市では、市内において新たに事業を起こすために借り受けた資金に係る利子を補助します。

④市内で引き続き1年以上住所を有すること  
市税を完納していること  
昨年1月1日から12月31日までの期間で、借入資金に対する支払いの遅延日数が120日未満

⑤埼玉県起業者育成資金、日本政策金融公庫新規開業資金、日本政策金融公庫女性・若者／シニア起業者資金、日本政策金融公庫新創業融資制度

⑥利子補給の額 借入資金を受けた日から3年以内に支払った利子額を補助。ただし、利子が1.5パーセントを超える場合は、1.5パーセントの額

⑦八潮市中小企業小口・近代化資金融資利子補給補助金  
市では、中小企業小口・近代化資金融資を利用しての方が毎年支払った利子額の30パーセント(平成14年3月以前利用の方は20パーセント)を補助します。

ただし、現在の景気情勢を考慮し平成22年1月から12月までに支払った利子額については50パーセントを補助します。補助対象の方には、個別に申請書類などを郵送しますので、商工観光課に提出してください。

なお、提出期限までに申請がない場合は補助金の交付ができません。

⑧八潮市生産緑地地区追加指定説明会  
日 ①2月12日(土) 午後2時～  
②2月15日(火) 午後2時～  
③2月16日(水) 午後7時～  
場 ①八潮メセナ会議室(3階)  
②八潮メセナ集会所(2階)  
問 都市デザイン課 ☎321

### 「必ずチェック最低賃金」 使用者も労働者も

「特定(産業別)最低賃金(6つの特定の産業)」が12月9日から改正・発効されました。埼玉県最低賃金よりも産業別最低賃金が優先します。

問 埼玉労働局賃金室 ☎048・600・6205

⑨マンション住まいのトラブル・管理に関する無料相談  
専門の国家資格者であるマンション管理士が相談をお受けします。日ごろの問題解決にお役立てください。

日 1月21日(金) 午後6時～9時  
場 八潮メセナ・アネックス多目的ホールB

問 埼玉県マンション管理士会 ☎048・250・6316、市都市デザイン課 ☎270

⑩焼却炉停止に伴うごみ減量のお願  
東埼玉資源環境組合では、第一工場ごみ焼却設備全体を制御する電算機システムの更新を行います。このため、次の期間はすべてのごみ焼却炉を停止します。

日 2月5日(土)～17日(木)

期間中は、通常通りごみの収集を行います。燃えるごみの排出の際は、より一層の減量をお願いします。

東埼玉資源環境組合資源エネルギー課 ☎966・0630

## 20万円以上の工事の場合は10万円を補助 第2弾 リフォームの補助金申請 1月13日から受付再開

八潮市住宅改修資金補助金については予算枠を拡大しましたので、第2弾の受け付けを開始します。 **問 商工観光課 ☎479**



### ◆補助金の額

- ①10万円(税別)以上20万円(税別)未満の工事の場合、50パーセント(1000円未満切捨て)
- ②20万円(税別)以上の工事の場合、一律10万円

### ◆対象工事

- ①市内に本店などを有する施工業者が行う、10万円(税別)以上のリフォーム工事
  - ②補助金の交付が決定されてから着工し、平成23年3月31日までに完了する工事
  - ③建物の修繕、建物の増改築など
- ※すでに改修工事に着工している方や、改修工事が完了している方に対しては補助できません。

### ◆申込資格(次のすべてに該当すること)

- ①市内に1年以上住民登録、または外国人登録をしている方
- ②申込日現在において市税の滞納のない方
- ③対象工事が、市で実施している同様の補助制度の対象とならない方
- ④過去に同じ住宅で、この補助金を受けていない方

### ◆対象住宅

申込資格を満たしている方が所有し居住している個人住宅で、市内にある住宅。なお、集合住宅は個人の専用部分とします。

### ◆申請期間

1月13日から2月28日まで(予算枠に達し次第、締め切ります)

### ◆申請の方法

所定の申請用紙など必要な書類(申請書、住民票、市税完納証明書、見積書の写し、住宅改修前の建物の外観および施工箇所の写真など)を事前に確認・取得のうえ、商工観光課窓口へ持参(郵送不可)。  
※本人または同居の親族以外の方が申請書を提出するときは、本人の委任状が必要です。  
※申請用紙などは、市のホームページからダウンロードできます。

### 《対象となる工事の例》

- ◇居室、浴室、台所、トイレなどの改修
  - ◇屋根、外壁などの外装工事
  - ◇畳替え、クロス、張替え、建具、断熱サッシなどの内装工事
  - ◇カーテン、網戸、窓ガラスの交換などは、建物の増改築、内装工事などと一体に行うものであれば可
- ※外構、植栽、また給湯機器などの設備のみの設置は不可